

株式会社 広島保険サービス

保険募集管理に関する基本方針

当社は、保険募集に関する法令等遵守の重要性を十分に認識し、適正な保険募集の確保および保険募集人の業務品質向上を行い、保険会社向けの総合的な監督指針および保険検査マニュアルに沿った保険募集管理態勢を構築・確保するため、本方針を定める。

1. 業務の執行 当社は、適正な保険募集を行うため、必要な保険募集管理態勢を構築する。

2. 業務内容と執行体制

(1) 保険募集管理体制 当社は、適正な保険募集の確保のため、保険募集管理を統括する部門を置き、統括業務管理責任者を保険募集管理責任者兼内部監査責任者とし、定期的に業務の適正性を確認する。

(2) コンプライアンスプログラムの策定

①統括業務管理責任者は、関連部署と連携のうえ「コンプライアンスプログラム」を策定し、これを代表取締役が決裁する。

②統括業務管理責任者は、「コンプライアンスプログラム」に基づきその執行状況を管理する。

(3) コンプライアンスに関わる規程・マニュアル等の整備 統括業務管理責任者は、保険募集人の法令等を遵守した適正な保険募集や説明責任・適合性原則への適正な対応を確保するため、必要な規程やマニュアル等を整備する。

(4) 保険募集人の管理 統括業務管理責任者は、保険募集人に関する登録・届出、資格制度や各種研修制度等の整備・教育が適切に行われるよう管理する。

(5) 適正募集の検証

①統括業務管理責任者は、マニュアル等に基づき保険募集人が保険募集を適正に行っているかを、部門自主点検等を通じて確認する。また、その結果について検証を行う。

②統括業務管理責任者は、万が一保険募集に係る不祥事件等を把握した場合、関連する保険会社に届出を行い、必要な措置を実施するとともに、再発防止策を講じる。(6) 改善 統括業務管理責任者は、各種の検証結果を分析し、必要な施策を実行することにより、保険募集管理態勢の改善を図る。

(7) 取締役会等への付議・報告 統括業務管理責任者は、コンプライアンスプログラムの遂行状況を必要に応じて取締役会等で報告し、万が一保険募集行為により経営に重大な影響を及ぼす問題が発生した場合は、その対応方針を立案し取締役会等に諮る。

3. 取締役会等の権限 取締役会等は、保険募集管理業務に係る次に掲げる事項を決定し、また報告を受けることにより 内部統制の実効性を確保する。また、保険募集管理に係る基本方針、その他経営に重大な影響を 及ぼす事項などを決議する。

以上